

# 平成 30 年度 第 3 回

## 高知市地域福祉計画推進協議会 資料

日時：平成 30 年 11 月 20 日（火）18：30～20：30

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

## 目次

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿	.....	P. 1
高知市地域福祉計画庁内検討委員名簿	.....	P. 2
高知市地域福祉計画推進協議会条例	.....	P. 3

### <報告事項>

高知市地域福祉活動推進計画（平成 31～36 年度）素案

### 【別紙資料】

高知市地域福祉活動推進計画（2019【平成 31】年度～2024 年度）（案）

# 高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿

委嘱期間:平成 28 年4月1日～平成 31 年3月 31 日

	所属	役職等	氏名
1	一宮コミュニティ計画推進市民会議	事務局次長	石橋 照久
2	高知市地区社会福祉協議会連合会	副代表	川崎 洋輝
3	高知市民生委員児童委員協議会連合会	監事	島元 健三
4	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知みその	センター長	武樋 保恵
5	国立大学法人 高知大学 教育研究部 地域協働学部	教授	玉里 恵美子
6	高知市町内会連合会	会長	長尾 達雄
7	社会福祉法人すずめ福祉会 すずめ相談支援センター	管理者	西村 昇
8	特定非営利法人 NPO高知市民会議	理事長	東森 歩
9	社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会	理事	福田 晃代
10	NPO法人いきいき百歳応援団	理事長	細川 芙美
11	NPO法人地域サポートの会さわやか高知	会長	三谷 英子
12	高知市西部地域高齢者支援センター旭出張所	社会福祉士	三橋 満美
13	公募委員		山下 等生
14	社会福祉法人明成会	理事	吉永 宣生
15	高知県保育士会	理事	渡辺 秀一

高知市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名
1	健康福祉部部長	村岡 晃
2	健康推進担当理事	堀川 俊一
3	健康福祉部副部長	田中 弘訓
4	福祉事務所所長	中村 仰
5	地域防災推進課課長	葛目 京子
6	地域コミュニティ推進課課長	藤原 美穂
7	人権同和・男女共同参画課課長	明坂 通子
8	健康福祉総務課課長	大北 新
9	介護保険課課長	川村 弘
10	健康増進課課長	池内 章
11	参事障がい福祉課長事務取扱	上田 和久
12	高齢者支援課課長	石塚 栄一
13	福祉管理課課長	坂田 弘之
14	子育て給付課課長	中屋 雅克
15	子ども育成課課長	谷脇 由人
16	母子保健課課長	谷脇 聖児
17	教育政策課教育企画監	和田 広信
18	人権・こども支援課課長	西原 知佐子

## ●高知市地域福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 46 号)

(設置)

第 1 条 高知市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (5) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第 3 号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市地域福祉計画推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域福祉計画推進協議会（高知市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成24年3月13日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。